



滞在地(避難先)市区町村における不在者投票



- ◎ 東日本大震災で被災され、選挙人名簿に登録されている住所地(住民登録のある)の市区町村から他の市区町村へ避難されている方は、滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。
- 選挙人名簿に登録されている住所地から避難先に住民票を異動されている方の投票については、転居前又は転居後の市区町村選挙管理委員会までお問い合わせください。

今回の選挙の投票日は、

令和 **元**年 **7**月 **21**日です。

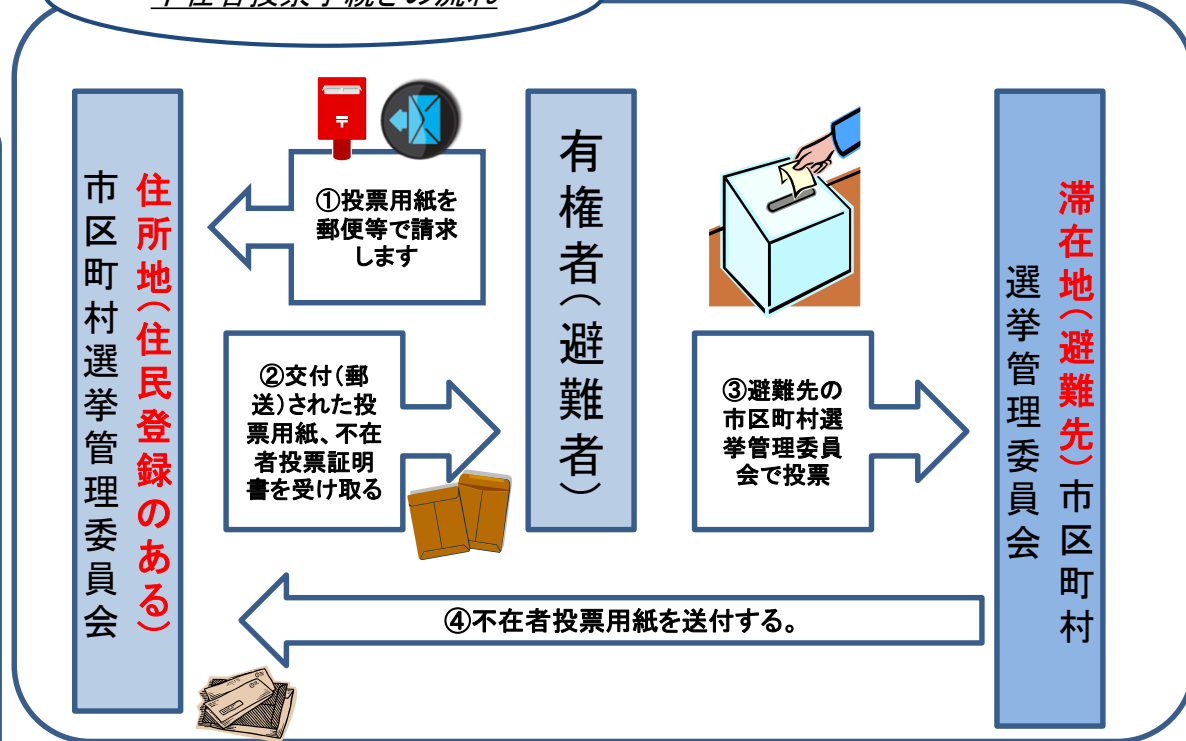
- 不在者投票ができる期間
7月5日(金)から
7月20日(土)まで

- 不在者投票ができる時間・場所
滞在先の市区町村選挙管理委員会に御確認ください。

【注意事項】

- ※ 不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開けないでください。開封すると投票できなくなります。
- ※ 不在者投票は、期間に余裕を持って投票してください。

不在者投票手続きの流れ



詳しくは、宮城県選挙管理委員会(022-211-2343)又は最寄りの市区町村選挙管理委員会までお問い合わせください。



避難先市区町村における不在者投票の流れと注意事項



1 投票用紙等を請求する。

・不在者投票をしようとする方は、「不在者投票求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、選挙人名簿に登録されている**自分の住所地(住民登録のある)の市区町村**選挙管理委員会へ郵送してください。

※今回の補欠選挙は東松島選挙区になります。東松島市の選挙人名簿に登録されている方が対象となりますので、東松島市選挙管理委員会へ郵送することになります。

・投票用紙の送付先は、確実に郵便物が届く場所を記載してください。

2 投票用紙等を受け取る。

・自分の住民登録のある市区町村選挙管理委員会から郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書入り)を受領してください。

・不在者投票証明書は、**不在者投票証明書用封筒**に入っていますが、この封筒は**絶対に開封しないでください**。開封すると不在者投票ができなくなります。

3 避難先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をする。

・2で受け取った封筒を**避難先の市区町村**選挙管理委員会にお持ちください。そこで選挙管理委員会の職員の指示に従って投票してください。

・不在者投票ができる期間は
公示日の翌日から選挙期日の前日まで。
滞在地から住所地に、投票用紙を送致する時間が必要となりますので、**余裕を持って早めに行ってください**。

【受付時間】

受付時間について、詳しくは、**滞在先の市区町村**選挙管理委員会にお問い合わせください。